

2022年5月29日(日)

全国漢文教育学会 第37回大会〈大学の部〉研究発表

## 「書の落款形式の成立」

立正大学文学部文学科日本語日本文学専攻コース

特任講師 亀澤孝幸

### I 発表要旨

書画の末尾に署名をして印を押す、いわゆる「落款」の形式は明清の書画にあまねく見られ、今日でもそれらに倣うことが広く行われている。しかし、歴代の書跡を見ると、唐代以前はもとより、宋代の著名な作品にも署名や印のないものが多い。では、落款の習慣はいつ始まり、どのような変遷を経て、いまわたしたちが知るような形式へと定着したのか。本発表では、宋代の書跡にみえる落款の例を中心に取り上げ、落款形式の成立過程を浮かび上がらせたい。また、虞龢『論書表』、張彦遠『歴代名画記』、米芾『書史』などの文献にもとづいて、書画作品に印を捺すという習慣が何に由来するのか考えたい。

### II 先行研究

落款に関する書物は、古くは江戸時代後期の市河米庵『略可法』、昭和初期の久米邦武『款識彙例』(談書会、1928年)があり、昭和以降も藤原楚水『墨場必携款識叢例』(省心書房、1979年)をはじめとして数多く著されている。これらの書物は、書画の実作における手引きとすることを目的として書かれているため、落款の定型が確立する以前の古い時代の実態について詳説しない。

落款は元以前には多く之を見ず絵画などは画面を損ぜんことを恐れ、これを石隙樹間等に隠したものであるが、元明以前は題識などを用いざるは殆どなく、またその位置や文詩書の巧拙が全体の書画の死活をすら制するに至ったほどである。(久米邦武『款識彙例』117頁)

また、「書画の落款に印を捺す習慣は唐以前には無く、宋以後に生まれたものである」(同前、237頁)といった指摘はおおむね正しいが、落款における印章の使用についても、その歴史的起源や変遷について具体的に研究されていない。たとえば、同書において署名の下や横に印を押すことが説かれるが、あとで見るとおり、宋代の書跡では、むしろ署名や年月日の上に重ねて押印することが一般的であった。

### III 碑誌における書者名の明記

書作品といっても、碑誌、写本、尺牘、詩文など、書跡の種類や内容に応じてそれぞれの様式的慣習があるが、多くの書跡において、撰文者と書者は異なる。その場合、必ずしも書者名が明記されるわけではない。むしろ、漢碑の時代には書者名を記すことはほとんどない。つづく六朝時代においても、基本的には同様である。唐代に至って書者名を明記することが増えるが、それが徐々に一般化していくのは、書の社会的地位と芸術的価値の向上を反映するものである。



西狭頌

#### (1) 漢碑

撰文者とは別に書者名を明記することは、漢碑においてきわめてまれである。

- ・《西狭頌》後漢・建寧4年(171)「從史位下辨仇靖字漢德書文。」

書者の署名がある最古の例。

- ・《郾閣頌》後漢・建寧5年(172)題名「從史位□□□□(仇靖)字漢德為此頌。故吏下辨□□□(仇紉字)子長書此頌。」(宋・洪适『隸釈』)

《西狭頌》と同じ人のために刻され、書者も同族。仇靖と仇紉は親子あるいは師弟とも考えられる。

- ・《西嶽華山廟碑》後漢・延熹8年(165)「京兆尹勅監都水掾霸陵杜遷市石。遣書佐新豊郭香察書。」

「察書」はあるいは「監書・校字」の意とも解される。

#### (2) 六朝・隋の碑誌

六朝時代の碑誌においても、書者名をしるす例はごく少ない。北魏の墓誌や造像記も、ほとんど書者名を記さないが、例外がある。たとえば、龍門造像記のなかで書者名を銘記するのはわずか2件である。

- ・《始平公造像記》北魏・太和22年(498)「朱義章書。孟達文。」

- ・《孫秋生造像記》北魏・景明3年(502)「孟広達文。蕭頭慶書。」

- ・《石門銘》北魏・永平2年(509)「王遠書」

- ・《蕭憺碑》梁・523年以後「侍中尚書右僕射宣惠將軍東海徐勉造。前正員將軍吳郡張法明監作。吳興貝義淵書。」

- ・《華岳廟碑》北周・天和2年(567)「趙文淵字德本奉勅書」

- ・《啓法寺碑》隋・仁壽2年(602)「儀同三司樂平県開國子汝南周彪撰。州前從事□國從事丁道護書。」



始平公造像記

## IV 印章と落款

### (1) 収蔵印の歴史

戦国時代から漢代にかけて用いられた印章は、おもに簡牘の封印として、粘土に捺すものであった。魏晋南北朝時代、紙の普及に伴って私印は廃れ、公文書の信印として公署印が普及する。この時代、尺牘に押印することはなかった。

梁の武帝は鍾繇や王羲之といった名家の書跡を収集した。今日伝わる王羲之らの搨模本（双鉤填墨本）には、このときの鑑定家による押署（サイン）がみられる。これは唐代にはじまる鑑蔵印の前身といえる。「前代の御府は、晋・宋より周隋に至るまで、図画を収聚したるも、皆な未だ印記を行わず。但だ当時の鑑識・芸人の押署を備列す」（張彦遠『歴代名画記』卷三「古よりの跋尾と押署を叙ぶ」）。

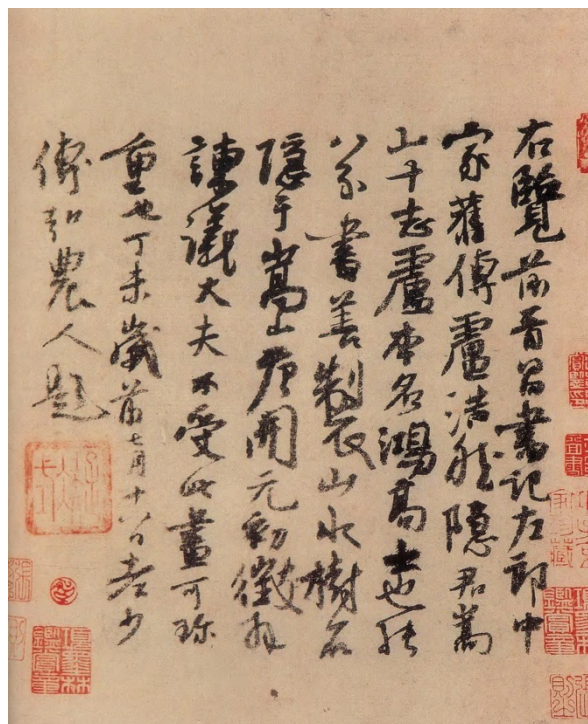
唐の太宗も王羲之書の収集に心血を注いだ。褚遂良や王知敬に鑑定させた上、表装の際、紙の継ぎ目に「貞観」の小印を押したという。「其書每縫皆用小印印之、其文曰貞観」（張懷瓘『二王等書録』、『法書要録』卷四）。

唐代には、民間でも書画の収蔵が行われ、収蔵印を押す慣習が広まった。張彦遠『歴代名画記』には東晋以来の公私の収蔵印を録している（卷三「古今の公私の印記を叙ぶ」）。また、南唐の李煜は書画の収蔵に富み、蔵品には「建業文房」の印を押したという。さらに北宋の徽宗の宮廷では大規模な書画収集が行われ、『宣和書譜』『宣和画譜』が編纂された。このときの収蔵品には「宣和」ほかの印が押されている。

### (2) 落款印のはじまり

五代の各王朝に高官として仕えた楊凝式は唐の廬鴻の描いた《草堂十志図》の後に跋文を書き、朱文印「凝式」を押している。管見の限り、これが落款印として最も早い例である。跋に「此の画、珍重すべきなり」といい、鑑識を証明する意図をもって押印したと考えられる。

楊凝式のほかの伝世作品をみると、《夏熱帖》は尺牘で冒頭に「凝式啓」と記し、《韭花帖》も同じく尺牘で、末尾の「七月十一日」と「状」のあいだの空白に「凝式」と記されていたのが削り取られたとみられる。《神仙起居帖》は自覚的に書作品として書かれたと考えられるが、「楊凝式」の署名のあとに花押を書き、印はない。



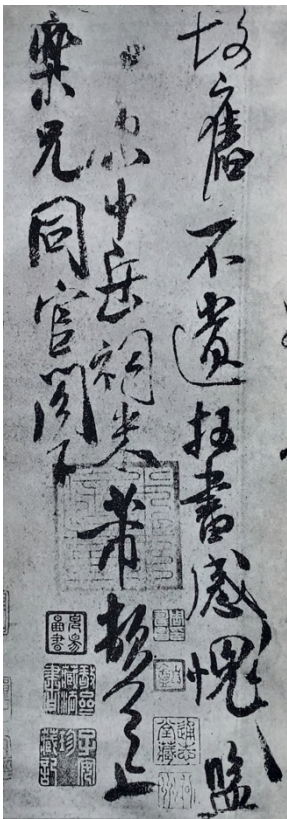
楊凝式《草堂十志図跋》

## V 北宋の書作品にみる落款

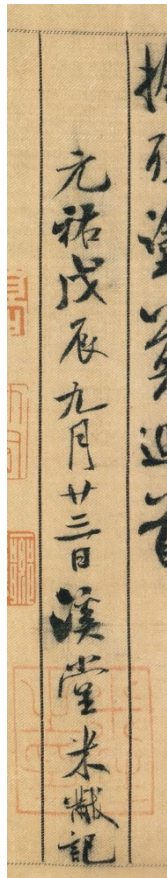
北宋になると、文人のあいだで書跡への押印の慣習が広がる。欧陽脩、蘇軾、黄庭堅、米芾といった人々の書跡に印がみえる。この時代、尺牘に押印する例も散見する。しかし、押印のない作も多く、署名すらないものも多い。

北宋の書跡に押された印は、大型の白文印が多く、文字の上に被せて押すことが一般的である。これは鄭審則《最澄将来目録跋》などの唐代の公文書にみえるような公署印の様式を踏襲したものとみることができる。なかでも鑑蔵家としても知られる米芾は、もっとも自由にさまざまな印を使っている。

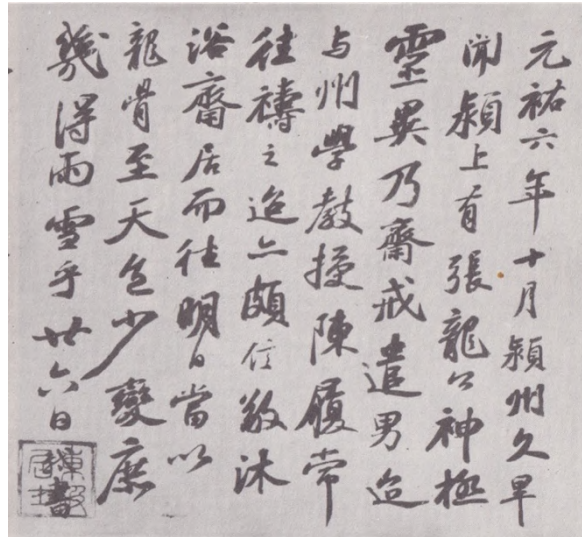
南宋の呉琚による現存最古の条幅形式の書作品には、署名・押印いずれもない。元代では署名・捺印する書作品が多くなり、署名のあとに空間をとって白文印を一顆押すことが一般化する。この時代、石印を刻す篆刻が文人芸術としてはじまった。明末に至って条幅が大きな流行を迎えると、書作品の落款自体にさまざまな工夫を凝らし、作品の一部としての効果を狙ったものが数多くあらわれる。こうして今日につながる落款形式が定着するのである。



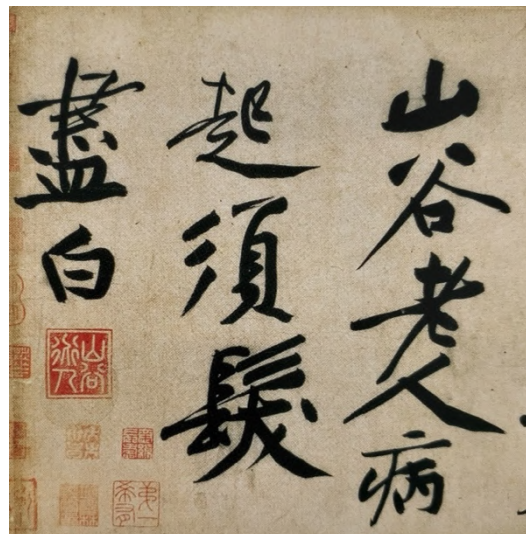
米芾《尺牘 樂元帖》



米芾《蜀素帖》



蘇軾《龍公神帖》



黄庭堅《伏波神祠詩卷》